

中 央 防 災 会 議
防 災 基 本 計 画 専 門 調 査 会
第 4 回 議 事 録

中央防災会議事務局
(内閣府防災担当)

中央防災会議「防災基本計画専門調査会」（第4回）議事次第

日 時 平成14年2月8日（金）14：00～16：05

場 所 虎ノ門パストラル 新館4階「プリムローズ」

1 開 会

2 議 事

（防災基本問題関係）

防災情報体制の充実強化と防災情報提供の推進について

防災の視点からの土地利用のあり方について

被災者の生活支援等のあり方について

事故災害に対する防災対応力の強化について

（防災基本計画関係）

防災基本計画修正の検討状況について

3 閉 会

（配布資料）

資料1：防災に関して指摘されている基本的書問題例

資料2：防災基本問題の検討課題に関する資料

資料3：防災基本問題の検討課題に対する論点、意見等

資料4：防災基本計画修正の検討状況について

中北参事官 それでは、まだ遅れていらっしゃる委員の方もいらっしゃいますが、定刻になりましたので、ただいまから防災基本計画の専門調査会の第4回目でございますが、開催させていただきます。本日は、17名の委員の皆様の中で15名が御出席というふうに向っております。まだちょっとお見えになっていない委員の方もいらっしゃいますけれども、追っつけお見えになると思います。

なお、審議の前に、私どもの事務局の異動について御紹介を申し上げます。私どもの事務局をいたしておりました内閣府の大臣官房審議官でありました北里が本日付で消防庁次長に異動し、後任に白崎審議官が着任いたしました。

それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

北里消防庁次長 どうも大変お世話になりました。この度消防庁の次長ということで、非常に密接に関連する部署でもございますし、またこの委員会にも参加させていただきます。向こうの席からこちらに移っただけでございますが、ひとつよろしく願いいたします。

白崎審議官 北里審議官の後に、消防庁新次長の後に参りました白崎でございます。よろしく願いいたします。

中北参事官 それでは、伊藤座長、議事の進行をお願い申し上げます。

伊藤座長 本日もお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は4つのテーマについていろいろ御意見をいただきたいということになりました。まず防災情報体制の充実強化と防災情報提供の推進というのが1つでございます。もう一つが防災の視点からの土地利用のあり方について、3つ目が被災者の生活支援のあり方について、4つ目が事故災害に対する防災対応力の強化について、以上4点についていろいろな御意見を伺いたいと思います。

恒例ですが、事務局から資料説明をお願いします。

中北参事官 今、座長からお話ございましたように、本日4つの課題についてご議論いただければと思っています。お手元に資料1というふうにお配りしてございますが、これが第1回目のときに、検討課題の諸問題の例としてお出しいたしまして、当日の御意見等を踏まえまして、加筆をいたしました。この中で、今、座長からお話ございましたように、防災情報体制関係、防災の視点からの土地利用の関係、被災者の生活支援関係、事故災害に対する防災対応の評価を今日御議論いただければと、こういうことでございます。したがって、資料1の御説明は省略をいたします。

以下資料2、これは本日の関係する資料、資料3が本日の4つの課題に関します各方面から寄せられている御意見の例でございます。2、3をまず御説明申し上げたいと思います。

資料2でございますが、1ページ以下が防災情報関係に関する資料ということでございます。1ページは、住民が一番頼りにしている情報源は何かということで、やはりマスコミ、それからこれまで各地で発生した実際の災害の教訓というところが圧倒的に大きな比重を占めておるということでございます。

2ページは、どういう内容を防災情報として充実すべきであるかということでございますが、1番目が避難場所や避難経路を知りたい。将来どこが被害を受ける可能性が高いのかといった、いわばハザードマップというようなことにもつながるのかもしれませんが、そういったような観点が高い点数を占めてございます。

3ページ目でございます。とは言いつつも、その場合に、やはり高齢者とか、障害者といった方々にいかに的確に情報が伝わるかということは問題であろうということで、常にパソコン通信とか、インターネットということではございますが、こういう方々の利用率は低い。携帯電話の保有率も60歳以上でありましたら、下の表でございますが、11.9%ということで、なかなか道具としてうまく達するかどうかというのは問題があるであろうということでございます。

4ページ目は、災害時の情報インフラの利用状況ですが、いつも言われていますように、発災したときには加入電話がつながりにくいということで、安否連絡を含めまして、なかなかうまくつながらないということでございます。

5ページ目は観点が全く違いますが、いわば政府としての早期の情報収集として初動体制の立ち上げという観点からの体制でございます。現在24時間体制で内閣に情報集約センターというものを設置いたしておりまして、いざというときには、内閣危機管理監、官房副長官以下、関係省庁局長レベルが官邸に参集して初動体制の対策を講ずる。情報を集約した上でという体制が一つございますという御紹介でございます。

6ページは各論でございますが、「画像伝送ヘリコプター位置情報表示システム」と書いてございます。各地で災害が発生しました場合、ヘリコプターがブンブン飛ぶのがいいかどうかという議論は最初のときにあったと思いますが、ヘリコプターから仮に撮った場合に、そこがどの位置にあるか、どこの何々村の字何々がどのあたりにあるかということが、首相官邸等においても的確に把握する必要があることから、場所のナビでございますが、そういうものを各省庁協力しながら整備をいたしておるところでございます。各省庁の情報のそういう意味の共有化でございます。

それから7ページは、従来からずっと取り組んできております中央防災無線網の整備ということで、各行政機関相互、あるいは各公共機関との関係で独自の無線網、災害のときにも途切れない無線網ということ衛星系、固定系でいろいろ整備をいたしてありますということでござい

す。

8ページでございますが、「震度情報ネットワークシステム」と書いてございます。各地方公共団体の職員の参集とか、災害応急体制の実施ということから、迅速な広域応援体制の確立に活用されておる計測震度計網を全国の市町村においてということでございます。

続きまして、9ページでございますが、「地震防災情報システム(D I S)」と書いてございます。阪神・淡路のときに、どれだけ大きな被害を受けているかということの把握が遅れ、そのために初動対応の遅れにつながったという反省から、どこの地域で震度何があったということから、直ちに十数分ないし、長くとも30分以内でございますが、そこに地形とか、地盤とか人口、建物等の情報を入れ込んでおりまして、大体的被害がどれくらいあるであろうかということを中心に、早期に把握をし、それを初動対応の基礎とするというシステムでございます。これは現在稼動してございます。

それから10ページでございますが、気象庁の方の降水短時間予報ということで、2.5 Kmメッシュ区域ごとの雨量の実際の現在の状況、5 Kmメッシュごとでは、6時間先まで1時間ごとの雨量を予測して、それに対する対応をしようというものでございます。

11ページは国土交通省、河川の関係の防災情報といたしまして、全国の雨量や水位につきましては、リアルタイムで発信をしておるということでございます。東京にいても全国の状況がわかるということでございます。

それから12ページでございますが、「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム」と書いてございますが、原子力施設から大量の放射性物質が放出される場合に、周辺環境における大気中濃度とか、被ばく線量などを予測するシステムでございます。

その次でございますが、13ページは医療の関係でございます。「広域災害救急医療情報システム」と書いてございますが、要は被災地の医療機関の状況と、それを助けるべき全国の医療機関の支援の申出状況を全国の医療機関等で把握をして、迅速に的確に救援・救助しようというシステムでございます。住民からのアクセスもインターネットを通じてできるというふうに伺っています。情報内容としては、受け入れ側の受け入れ可能患者数でありますとか、医薬品の備蓄状況などがここに入っておるようでございます。

それから14ページは緊急支援情報システム。これは消防関係で大規模の災害が発生いたしました場合の消防の広域応援に資するということから、被災地の消防機関とか、消防庁等の中で電子地図を活用しまして、その情報を状況把握を的確に行うといったシステムです。消防防災ヘリコプター等で撮影した被災地の映像なんかもコンピュータ処理して、それで正確に把握をするというシステムでございます。15ページはそれの関係の図面でございます。

16 ページからは、二、三具体の県のシステムの御紹介で、静岡県の防災情報システム（ASSIS T）というものがございます。国、県、市町村、防災関係機関からの気象情報等々、迅速正確に収集し、それを静岡県総合防災情報支援システムとして運用していらっしゃるということでございます。

それから次の 17 ページ、「兵庫県防災情報システム（フェニックス防災システム）」というものでございます。防災関係機関との連携強化と情報の共有化ということで、地域全体で支える開かれたシステムの志向ということで、それぞれ工夫をされておると伺っております。

それから 18 ページが同じく高知県でございます。こちらは、光ケーブルを使いまして、きれいな画像とか、容量が多くございますので、そういった工夫をされておると伺っております。

それから 19 ページは、個別の県ということではございませんが、災害情報共有化のためのシステム開発ということで、国、都道府県相互の間におきまして、災害情報を迅速に共有するという事で、システムを相互に接続する必要は生ずるわけでございますが、実際には、それぞれフォーマットとかいろいろ違っておるといことで、共有化がすぐには困難な状況ということでございますが、現在モデル的な都道府県のシステムからデータを変換して、消防庁に送り、災害情報を集約する機能について実証確認を行うということをしております。それによって首相官邸等への情報提供がスムーズになるかということを意図しております。

20 ページは、民間の事業者でございますが、関係行政機関の連携しながらでございますが、災害時の要援護者のためのメッセージサービスを提供している事業例でございます。24 時間オペレーションしているわけでございますが、ここに書いてございますように、Eメール等を使いまして、主に聴覚障害を持つ方についても、対応可能なようなメッセージサービスをやっておるといことでございます。

それから 21 ページ、「IT を活用した防災システムのイメージ」と書いてございますが、先ほど申し上げました D I S（地震防災情報システム）、関係省庁や公共団体や防災関係の機関とその情報をお互いに共有できるように、そしてさらに、これから人工衛星等を活用した状況把握とか、国民の一人一人の情報の共有化のシステムについてもやっていきたいということでございます。

22 ページがその関係のところでございます。一般国民からの情報を受けて、防災情報の双方向の流通ネットワークをつくっていかうということ在意図してございます。

それから 23 ページは地震のハザードマップ。このあたりからは、情報関係もありますし、土地利用のあり方に関する資料にもなっております。まず、これは東京都の地震のハザードマップを紹介いたしております。個別の、東京都内のそれぞれの地域についての危険性の地盤であります

とか、建物、火災、人的被害、避難することなどの面から 1 から 5 段階のランクで地域の危険度として算定をして、表示をして、住民の方々にそれを十分知っていただいて、その後の対応に資するということでございます。

その次の 24 ページでございますが、これは荒川近辺の危険度の詳細ということでございますが、上の地図をもう少し拡大したのが下ということですが、色で黄色とか、赤とか、それぞれ危険度ランク、下から 1、2、3、4、5 となっておりますして、それをこのように、かなり細分化した地域で住民の方々も判断できるようにしていただくというものでございます。

25 ページが横浜市地震マップでございます。これも地下深いところにある固い岩盤の層まで把握をしまして、地域の地震の揺れを高い精度で予測しようというふうに聞いてございます。これは 50 メートル四方を最小単位として色分けした地震マップをつくっているということでございます。

それから 26 ページが火山のハザードマップということございまして、必要だというふうに当面考えます 29 の火山について、18 については作成済み、11 については現在作成中ということでございまして、作成済みの中には、近年、平成 12 年 3 月 31 日は有珠山の噴火の際には、それが非常によく活用されて、人的被害を生じなかったと。下には三宅島等がございます。それから作成中の 11 火山には、その次に申し上げます富士山というものが入ってございます。

その富士山でございますが、27 ページをお開きいただきますと、富士山は約 300 年前に大噴火をいたしましてから噴火をいたしてきておりませんが、過去には何回も噴火をした活火山ということで、先般、平成 12 年 10 月ぐらいから低周波の地震がありましたので、関係機関に声かけをいたしまして、国と公共団体の協力のもと、昨年 7 月富士山のハザードマップの作成のための協議会を設立いたしまして、平成 14 年の末を目途にハザードマップをつくりたいということでございます。

それから先ほどちょっと触れました 28 ページの有珠山の火山ハザードマップということで、有珠山は大体 30 年に一度噴火することが多いというふうに聞いておりますが、そういうことがあったがゆえに、ハザードマップがあり、先般の噴火のときには人的被害が幸いにも発生しなかったということでございます。

それから 29 ページは、同じ有珠山ではございますが、今申し上げましたように、30 年に一度噴火するという癖がございますので、今回の噴火は噴火で終わったわけでございますが、将来の噴火に備えて、防災対策の検討ということで、ここに A ゾーン、X ゾーン、B ゾーン、C ゾーンと書いてございますが、いずれもそれぞれ、要は非常に危険なところから、少し危険なところまで、建築物の全面禁止から住民の緊急移転から、もう少し短～中期的に病院等を移転させるとか、そ

それぞれランクがございますが、こういったランクづけをして、将来の噴火に備えようとしております。

それから 30 ページ、「浸水予想区域」と書いてございます。これは神田川のところでございます。浸水予想の区域と想定される水の深さは最大どれだけになるだろうかということを表示いたしまして、住民の方々にそれを知っていただき、対応に努めていただくというための浸水予想地域図でございます。

それから 31 ページは、広島市の土砂災害の危険図でございます。これも大雨注意報が出たとか、警報が出たとか、そういった段階段階によりまして、ここの地域は、例えば土石流の発生のおそれがある形状である、あるいは、ここは崖崩れのおそれのある箇所である、避難場所はここだといったようなことを表示をした土砂災害のための危険図でございます。

32 ページが、土地利用に関する一つの法律として「土砂法の概要」と書いてございますが、2 年近く前に制定された法律でございますが、土砂災害の起こる危険区域等につきまして、住民に対する危険区域の周知でございますとか、避難警戒体制の整備と既存住宅の移転促進等を目的にいたしまして、区域としては、土砂災害の警戒区域というものと、その中で土砂災害特別警戒区域というものをそれぞれ指定いたしまして、土砂災害の特別警戒区域になりますと、開発行為に対する許可といった制限がよりきつくなる。したがって、警戒区域につきましては、そのことを十分に知っていただいた上で、そういうソフト対策と申しますか、そういうことを住民の方に知っていただいて、いわば、ある種の自己責任ということもあって、対応をそれぞれお願いしようということで、そういう区域指定をしております。

33 ページは、その背景となった考え方を簡単に書いたものでございます。今申し上げたことと重なっておりますので、33 ページは省略をいたします。

34 ページからが課題の 3 つ目被災者の生活支援関係資料でございます。ここは被災者の生活支援等に関する法律をそれぞれ掲げてございます。個別法としては、その次の 35 ページをお開きいただきますと、災害救助法、これも実際に災害が発生いたしましたときに、応急的に必要な救助を行って、被災者の方々の保護とか、社会の秩序の保全を図るという法律でございますが、よく知られております避難所、応急仮設住宅の設置でございますとか、食品や飲料水の供与とか、被服、寝具等の給与、それから住宅の応急修理なんかも入ってございますが、経費については国と都道府県がそれぞれの割合で負担をするということで、災害救助法が書かれてございます。

それから、36 ページは、それとはちょっと観点が違いますが、被災者の生活再建支援法という法律がございます。これは基本的には、住宅が全壊をされた方とか、今の三宅島がそうでございますが、6 か月以上の長期にわたって住宅をいわば捨てて、ほかのところに居住を移動せざるを得

ないといった方々に対しまして、新しいところで生活を始めるに当たっての初度調弁と申しますか、一番下に書いてございますが、通常経費、特別経費でございますが、最初のテレビとか、洗濯機とか、掃除機なんかを買うお金とか、お皿とか、布団とか、服等々のものに、いわば再建生活を新たなところで始めるに当たっての最初の費用を、世帯当たり最高 100 万円支給するという制度でございます。

37 ページがその最近の支給実績でございます。見ていただきますと、今申し上げましたように、中ほどにございます三宅島の噴火災害というものが数字的には非常に大きい数字になってございます。1 年 5 か月ぐらいつと避難生活を送っていらっしゃるわけですが、運用としては、先ほど申し上げましたように、6 か月以上その家を出て、外で暮らさざるを得ないという場合として三宅島が適用されるわけでございます。

38 ページでございますが、今のは被災者の生活の支援ということで、その一環になるものでもございますが、住宅再建という支援制度の検討というページでございます。これにつきましては、阪神・淡路のときに非常に多くの住宅が被災をして、再建がなかなか進まなかったということから、そういう個人の住宅が再建についてどういう支援すべきかということでここに書いてございますが、議論の変転がございますが、いろいろ議論が行われていまして、現在もこれについてどうするか、国会議員の先生方の御議論が行われているところでございます。

それから 39 ページは、その関係で申しますと、旧国土庁時代に平成 12 年 12 月に報告書を出したものでございますが、被災された方の住宅再建支援の在り方に関する幅広い検討をしたときのレポートの骨子でございます。もちろん再建とかという部分に限ったものでございますが、最初から避難所の多様化でありますとか、仮設住宅についての多様化でございますとか、恒久的住宅確保についての御提案についての検討、住宅の耐震化の促進と幅広に検討いたしまして、できるものから今実施をいたしておるところでございます。

それから 40 ページは、今の話の続きでございます。関連でございますが、鳥取県西部地震が平成 12 年 10 月に起こりました際に、鳥取県は地域が高齢者の多い地域であったということで、地域が崩壊するということから、地域の再生のための住宅再建、あるいは住宅の保守、あるいは民間賃貸住宅へ入る場合の家賃補助といった総合対策を講じられまして、将来のために、県独自で基金制度なども助成をされ始めたと聞いております。

41 ページでございますが、住宅の所有者の方が万一の場合に備えるものとして、当然保険があるわけでございます。地震ということにつきましては、地震保険等に入っていないければ、普通の火災保険ではだめであるということから、地震保険の問題がございます。やや高いのではないかという話が言われてきておりますが、昨年 10 月に約 17% 程度の引き下げを行ったところでござい

ます。ただ、加入率はその次の42ページに書いてございますが、なお全国で16%程度の加入率にとどまっているということで、数字的には、かなり低い水準にとどまっているということでございます。これは都道府県によって、1等地、2等地、3等地、4等地ということで、都道府県の危険度と申しますか、それによって料率が少しずつ違ってありますが、地震保険の加入率なんかをもう少し引き上げていく必要があるのではないかと考えてございます。

43ページは、今申し上げました昨年の10月に実施をいたしました約17%程度の引き下げの内容を簡単に書いております。従来どの時期に建てられた住宅か関係なかったわけです。料率は関係なかったわけですが、56年6月1日の新しい建築基準法の耐震基準の以降のもの、以前のものに分け、木造住宅なんかについては、先ほど申し上げたような保険料率の引き下げにつながっておるわけでございます。

44ページは、同じく耐震化の関係でございますが、建築の耐震改修の促進に関する法律というものがございまして、阪神・淡路のときの、今申し上げました昭和56年以前か以後かによって、壊れ方なんかにも顕著な差があると言われておりますが、この法律、学校、病院等を多くの方が出入りする建築の所有者に対しまして、耐震診断とか、耐震改修なんかの努力義務を課し、一定の場合には、建築費の助成の活用は可能というような法律でございます。

それから、45ページが耐震改修関係でございます。耐震診断をきちんと受けていただくということ。その関係でも国の補助制度が、第2パラグラフのあたりに「耐震診断の促進」と書いてございますが、耐震診断に関する支援制度がございます。耐震改修の促進の関係の制度、来年度から現在国会に提出されました平成14年度の予算の中に盛り込まれてございますが、密集住宅市街地における住宅の耐震化の促進ということで、国として初めてこういう住宅の耐震改修工事に対して支援をするという制度を今予算の中に盛り込んでおるところでございます。一番下は、関連する住宅ローン減税制度がございますので、その関係でも、耐震改修工事をより使いやすくということで、適用対象を追加したところがございます。

46ページは、横浜市の耐震化の補助制度でございます。世帯の所得税額に応じまして、200万円、300万円、450万円、540万円、4段階により助成をするということでございます。ただ耐震改修については、ある程度費用がかかるということと、それによって住宅が広がるわけでもないということから、横浜市なんかでは、ここにもございますが、いろいろ思い切った補助制度をつくっていらっしゃるわけでございます。

同じく静岡県の補助制度は、その次の47ページでございます。東海地震ということをやられているわけでございますが、県におかれまして、いろいろ耐震診断の関係、耐震補強の関係、それぞれ補助制度を工夫されているわけでございます。それは48ページまで続いております。

49 ページからが事故災害に対する防災対応力の強化ということで、事故災害につきましては、従来想定していなかったようなパターンも含めまして、複雑化、多様化、あるいは大規模しております。一応事故災害については、所管の省庁というのが一般的には急場のパターンが多いわけですが、ただ単独の省庁でどうこう、それだけですべてができるというわけでもなく、各省庁連携とか、役割分担による更なる対応力の強化ということが常時必要でございます。

50 ページから 51 ページにかけまして、小さな字で恐縮でございますが、対象とする事故災害、基本的にどの省庁がとりあえず所管かということの一応の整理があるわけですが、事前予防体制、あるいは事後の応急対策等を規定している例でございます。

それからちょっとはしょって恐縮ですが、資料の 3 を簡単に申し上げたいと思います。今資料 2 が関係が事実に関する資料でございますが、資料 3 が本日御議論いただくための私どもが見聞きをしておりますお考えをそれぞれ羅列をしたものでございます。防災情報の充実強化の関係では、官邸への情報集約の一層促進とか、マスコミを適切に活用とか、IT 活用、あるいは広域的な対応を必要とするための災害情報の共有化とか、ある程度のそのための標準化が要るのではないかとか、一方、国民の方々に意図せざる不安を与えるというような形もございますので、発信方法を気をつけなければいけないのではないかと。双方向の情報提供が大事である。それからハザードマップをつくるにしても、積極的な住民参加ということが大事ではないか、あるいは、つくったハザードマップを住民の方によく知っていただくのは、当たり前と当たり前でございますが、また地域防災計画なんかの規定すべきではないか。それから、多様な通信手段の確保が必要ではないか等々でございます。

それから 2 として、防災の視点からの土地利用のあり方ということで、安全性ということが何よりも大切だということから、土地利用規制を積極的に行うべきという考え方があり、一方では、土地利用規制については、私有財産の観点から、そう簡単にはいかないのではないかと、慎重にすべきではないかという考えもあります。それから、ハザードマップなんかの防災情報は徹底的に情報公開をし、実際、そこに新たに土地を買ってお住まいになるといった不動産取引の際にも、十分それが説明されるようにすべきではないかといったような御意見等があると思います。

3 番目が被災者の生活支援でございますが、先ほどからの話の中で、災害救助法、現物支給ということを実行にいたしておりますが、現金支給との選択性を導入することを検討すべきではないかというような御意見。それから災害救助法は、あくまでも災害の応急救助の重要な役割を担うものであって、被災者の生活支援的なものは、別の法体系で対応すべきではないかという考え方。それから先ほど紹介しました被災者の生活再建支援法についても、最高支給額 100 万円でございますが、それでは不足であるとか、引き上げるべきであるとか、所得制限がかぶっているわ

けてございますから、そういうものをもっと緩和すべきではないかといったお考え。ただ一方、当然財源が必要でございますので、そう簡単ではないのではないかと御意見も当然でございます。

それから先ほどの被災者の住宅再建支援を積極的に行うべきではないかという考え方。一方、持家が個人の資産であるということから、そういった場合の不公平とか、国民の防災対策の自助努力、自分でという意欲を削ぐようなことにはならないのだろうか。それから、大災害によって地元事業者なんかが打撃を受けた場合の地域経済の衰退を緩和する方策。それから耐震補強導入によって、災害は起こるわけですが、その被害をある程度少なくする「減災」のための施策をさらに充実すべきではないか。自ら保険とか、共済再度に入って備えをすべきではないか。

それから、4が事故災害に対する防災対応力の強化でございますが、非常に複雑化、多様化・大規模化しているものについて、特性を踏まえて、必要な装備等々の強化を検討すべきであろうということ。それから、中心となる特定の省庁だけではなく、他省庁との連携が非常に大事だと。それから、そのための従来予測もしなかったようなことも起こるということから、そのための十分な備えが必要ではないかといったような御意見がございます。これは一例でございますが、資料の説明は以上でございます。

伊藤座長 ありがとうございます。前回御議論いただいたんですが、事務局は、その議論の中で、前回議論が十分でなかったものを4項目挙げてきたということではないかと思えます。必ずしも4つの項目、体系化しているわけではないようです。ですから、ランダムで結構です。どういう観点からでもどうぞ御意見、あるいは御質問を出してください。お願いいたします。

菊地委員 ハザードマップの公開についてぜひともやっていただきたいという観点からお話ししたいと思います。横浜市は資料にありますようにハザードマップをつくりました。これは関東地震を想定してどこがどんなふうに揺れるかを示したものです。これを住民に説明したときに、行政側がこういうものを出すのであれば、完全に面倒を見てくれること、そうでなければ、こんなものは出してはいかんという意見があったと聞いています。私はそうではないと思います。行政が全部面倒を見れるものだけを出すという観点ではなくて、今こういう地震が起こったら、こういうふうに被害が予想されるということをきちんと示す。その上で災害をいかにして減らしていくかという観点からの公表を積極的にやっていただきたいということです。

それから、先ほど耐震補強の補助のところでも横浜市の例が出てきましたけれども、私の聞いたところでは、最高9割まで援助しているということです。しかし、耐震補強が必要だという診断結果が出ていても、実際に耐震補強をするところまではいかないという例が圧倒的に多いということを聞きました。ところが、ハザードマップを公表してから住民の意識がかなり変わりつつ

ある。1軒の家が倒れることによって防災上の問題、例えば消火活動の妨げになるとか、そういった周りに対して影響を与えるという観点から、やはり補強も必要ではないかというふうを考えるようになった。少しではあるけれども、前進してきたということです。そこで、こういったハザードマップというものを積極的に出すと同時に、住民に対して必ずその説明を行うことが重要であると、痛切に感じたところです。

伊藤座長 ありがとうございます。今井委員どうぞ。

今井委員 最初に今の資料の御説明の中に質問があるんです。まず初めに24ページの建物危険度マップで、拝見しますと、最も危険そうな荒川区のところがアップになっていますが、建物そのものの危険度をこれはマップにしたのでしょうか。というのは、例えば建物はみんな耐震性もあって新しいけれども、東京湾内みたいなところというのは、土壌そのものが液状化するとかそういうことになると、昔の新潟地震のときみたいに、ビルがしっかりしているのだけれども、完全に横倒しみたいな状態になってしまったりするのではないかと思うんです。そういうことを考えると、こういった危険度マップだとか、ハザードマップだとかいろいろなマップはいいのですが、マップが何を意味しているかがきちんとわかっていないとかえって混乱するのではないかと思うんですが、以上です。

中北参事官 23ページ、先ほど説明を省略してしまいましたが、個々の地域につきまして、地盤、建物、火災からの安全性、避難のしやすさ等々をチェックしてございます。23ページの下半分に緑の欄がございしますが、「地盤の諸性状の調査」と書いてございしますが、地盤をきちんと評価をし、液状化の危険性を評価し、あるいは大規模造成地かどうか、あるいは埋立地かどうか、急傾斜地かといったような関係も評価しながら、個々の建物の安全を、最終的には建物がつぶれるとか、つぶれないとかということになるのかもしれませんが、そういう地盤の関係なんかを含めた形でつくっていらっしゃるというふうにお伺いしております。

志方委員 志方でございます。今のハザードマップの件ですが、私どもはずっと地図を見て育ってきておりますし、ハザードマップを見れば、その情景が目には浮かぶようなリンクがありますけれども、一般の市民にあのハザードマップを見せても、なかなか実感がわかないというのが本当だと思うんです。やはり最近の災害、特に都市部の水災害なんかは、降雨の時間がすごく大きくなって、それから流出も早いものですから、今まで自分たちが経験した以上に早く低いところに水が集まってきてしまったりする。ですから、我々の経験というの、だんだんあてにならなくなった。そういうような状況で何とか市民にやるために、ハザードビデオというのをつくったらどうかと思うんです。ハザードマップとビデオで、こういう状態になるんです。この黄色いところまで冠水すると、こういう状態です。いつも皆さんが見慣れているような街角に水がこう

なっていくというのがあるといいと思うんですが、これは土岐先生、一遍ありましたよね。どこか淀川のところのやつが。ああいうようなものをなるべく市民に見せるということが必要かなと思います。

もう一つは、この資料の1ページとか2ページで、市民が災害のときに自分の命はもちろん守ろうとはするのでしょうか、一体警察とか、消防というのはどの程度来てくれるのだろうかというところが、案外あいまいになっているような気がするんです。日ごろだと、電話をかければ、119番かければ5分ぐらいでアンブランスが飛んでくる。パトカーも飛んでくる。そういう感覚で市民は考えてしまう。しかし、大災害になったら来るはずがないわけですね。そのときに来ないよということ言う首長さんというのは案外いないんですね。私が区長に当選すれば、皆様は万全ですとっておいて、現実には来るわけがないわけですね。ですから、ある程度本当はこうなるんだと、だから、自助努力が必要だと。協助もこうなって、公助というのは、このぐらい来ないんだよと。例えば東京都なんかでは、最初の36時間ぐらいは命を救うことに集中するから、水とか食糧というのは3日分自分たちで持っていてください。3日経っても東京都から水が届かないようだったら文句を言ってください。しかし、それまでは行きませんよと、その代わり、1人でも2人でも命を助けますということ言うんですね。しかし、あんまりそういうことを市民に言う首長さんというのはいないんですね。そこのところが重要かなと思います。要するに自助、協助、公助というものは、これだけ来ない。

それから、私がいつも疑問に思うのは、例えば警察ですね。何々区役所があって、区長さんがいて、そこに何々消防署とか、深川なら深川警察署とかありますね。そのときに、区長さんと警察署長さん、あるいは消防署長さんというのは、日ごろはいつも連携プレーをしっかりとって、区内の災害に備えておるんですが、大災害が来たときに、そこにある警察署とか、消防署というのは区長さんとどのぐらい連携するのだろうか。もっと上の方から指令がくるのではないかと。そのときに、警察は大きい警察のピラミッドの中で動いているのではないかとという疑問がいつも残るんですね。そこのところを説明していただきたいなというところが1つあります。

それからもう一つを挙げてしまえば、緊急時というのは、私権の制限ということがどうしても問題になると思うんです。しかし、平和なときに私権の制限ということ言うと、いかなものかという人がいっぱい出てきてなかなか言えないのですが、先般、立川でありましたね。あれを見ていても、ある程度地震が予知されるような場合、来るまでの時間にたくさんのことをしなければならぬ。その中の一つ、例えば、病院の中で透析を受けている患者を早めに地震から助かりそうなところに移転させるというような場合に、透析をやるのが本当に緊急度なのか、今、そこでやっている相当重症な人を助けるのが重要なのか。それとも、今そこにある子どもたちを早

く避難させることが重要なのかという、グループ別のトリアージというのは行われるはずなんです。無意識的に。それから地域的にもトリアージが行われる。この地域は見捨てざるを得ないなというようなことだって、現実には、そういう厳しい状態がある。そういう厳しい状態のことを平常時に話すということは非常に難しいことなものですから、しかし、どこかで心づもりをしなければいかん。それが日本の法体系の中にはなかなかないんです。危機管理者が最後のところはここだというようなものがどこにあった方がいいかなという気がします。そういうことをもう既に、そろそろ議論しなければならないのではないかな。みんなでここに助かりましょうなんていう話は、私はないと思うんですか。

以上でございます。

伊藤座長 どうもありがとうございます。ビデオはとてもいいですね。

土岐委員 今の志方さんのビデオというのはいいアイデアだと思いますし、以前よりは随分簡単にできるようになって、御承知のように、コンピュータグラフィクスというのを使えば、実際の写真を撮っておいて、そこに水が流れれば、どういうふうに水がここが上がってくるかなどというのは、いとも簡単にできてしまいますし、私ども自身でも、そういう事柄を、洪水ではなくて、地震との関係で現にやっておりますし、大変いいアイデアではないかと思います。

ついでにほかのことを発言していいでしょうか。

伊藤座長 どうぞ。

土岐委員 その前、志方さん、最後にもう一回、私権と公権のことも触れられたのですが、第1回目のこの委員会のときに、私もその件を発言しました。今朝でしたか、新聞に出ていましたね。有事法制の問題で、この私権の事柄がかかわってくる。それがゆえに、これは難しいというような話が出ていまして、ああいう事柄でも難しければ、災害のようにいつ起こるかわからないということは、皆さんの根底にある問題においては、なかなかこれは実現は難しいのかなということで、少し暗い気持ちになっておりました。かといって、それでひるむわけにはまいりませんから、全く視点が違うわけでありまして、この委員会としても、ぜひ検討を続けるべきであろうと思います。

それと少し趣が違いますが、資料3の第1ページ目に、今日幾つか議論すべしということで記されておりますが、その第1ページ目の上から2つ目の「 」と一番下の「 」とが、いずれも災害時の情報の収集とか、伝達にかかわる事柄だと思いますが、これに関して少し提案というか、思いつきのようなことがあります。それは、上の方にあるのは、マスコミのことを書いてあるんですが、マスコミは伝達には非常に有効な、あるいは強力なメディアではありますが、情報収集ということになると、そんなヒューマンパワーを持っているわけではないですし、その点から見

ますと、実はタクシーという組織、これは数が人口当たり随分多いのと、それといま一つは、私が住まいにしている京都に特有のことかもしれませんが、ある会社の全車がGPSを備えようという動きが、特この2月1日からの自由化でもって競争が激化するということで、客を一人でも逃さないということで、それが始まろうとしているようであります。そうすると、タクシーというのは、GPSであれば、どこにどの車がいるということがわかるわけですし、客を乗せていなければ、それこそ緊急の搬送なんか大いに活用できるはずでありますから、そういうタクシーなる企業を何とか緊急時だけでも活用できるような組織をつくっていく。組織化しておくということは非常に大きな手立てになるのではないかとしばらく前から思っております。

似たようなことが、人間の密度との関係において割合ユニフォームであるというのがいわゆるコンビニですね。人が多いところには非常に密度が高いということで、これまたいろんな、どういう商品がどれだけ売れたかというようなことを全部リアルタイムでもってヘッドクォーターが把握している必要があるということで、完全にネットワーク化されているようであります。これがまたいろんな企業がありますから、何層構造にもなっているわけですから、こういうものも平常から組織化しておけば、非常時において有効な活用ができるのではないかとというようなことを考えておりました。多少、その問題について研究らしいことをやっているような人もいますので、あるいは私が思っているより、もっともっと進んでいるかもしれませんが、そういうところもマスコミだとか、電話だとかいうところに限らず、もう少し違ったところに目を向けてはどうかというのがこの資料に関しての提案でございます。

以上です。

伊藤座長 どうもありがとうございます。関連して何かご発言ございませんでしょうか。

今井委員 先ほどの質問だったんですが、ハザードマップについての意見なんですが、これは一例だから24ページに、建物危険度マップができるのだらうと思うんですが、先ほどの御説明によりますと、23ページの下の肌色のところをずっと、最終的には総合危険度というのがあられるわけですね。そうすると、こういうものを見るときというのは、これを1個だけ見てしまうと、頭の中にそれだけ残ってしまうので、できれば、総論的というか、全体的なものを把握して、その中から個別なものを把握するという方がいいんじゃないかと思うので、まず最初に、ここに出す、もしくは庶民に広く広めるのは、総合危険度マップが先かなという気がします。それがまず1つです。

先ほど志方委員のおっしゃったビデオというのは私も賛成なんですが、平時はそういった形なるべく最先端の科学技術使ったメカを使ったようなもので対処する方が昔の人と違うので、今はいいんじゃないかなと思いますが、今御説明を伺って、防災体制が実際に事が起こったときの

体制を説明されていますよね。そこでほとんどがみんなどちらかということ、ITも含めまして、電氣的エネルギーを使ってやるようなものになっていまして、ただ実際に災害が起こったときには、どこの部分が、それが使えるかということが非常に問題ではないかと思うんです。実際に山なんかの場合には、ほとんど日本は携帯電話を持っているから、山の中で携帯でできるし、そうすると、ここです来てくださいといっても、吹雪の中はヘリも飛ばないし、霧になってしまったら下から行けないしということで、最終的には人力というか、それが一番大切になってくるので、やはり発生直後の体制というのは、とりあえず、非常に個別で現場主義な体制づくりというのが、この一步前にあるか、そうじゃなければ、先ほど志方委員がおっしゃったように、最初の3日間で自力でやれというような、スイスなんか戦争に対しても、最初の3週間自力で防御しろという体制ができていて、それを国民が知っていれば、その最初の3日間は水も来なくて何もいから、全部自分でやるんだというふうに覚悟を決めると思うんですけれども、それは2つ方法があるので、そのところをかなり個別に、それなりの局所局所のチームワークでやっていけるような体制を最初に置いておくかどうか。自力でやりなさいというのか、どっちかというのは判断してしまった方がいいんじゃないかというふうに思います。

次に、これは今回この防災というのは、地震と放射能汚染ですとか、その辺がメインに考えられていると思うんですが、土砂災害の土砂法ができたということで、あと、ここの御説明の中に浸水災害のことも入っていますので、多分水害も中に考えられていると思うんです。そうしますと、名古屋の例で、もちろん洪水は起こったのだけれども、その洪水も人類が地球温暖化をしてしまったための気象異変だから人災だし、それに加えて、それでだめになったものたちが、例えば家の場合、壊れたのが断熱材と温度の防温をやるためのマットみたいな、水を含んだら膨らんでしまう。あれを使っていたから家が膨らんでしまって、結局壁がみんな破れてしまったというような話ですので、例えば今、火事というのは減っていますよね。それは消防法で、東京あたりですと、木の製品は玄関から何メートル以内は使えないとか、ストーブなんかでも倒れたら消火するみたいな、そういう基準というのが全部ありますね。そういうふうに考えると、いわゆる防災のもっと手前のところで、それぞれに防災を意識した基準というのをつくっておくことが大切なのと、それができた段階で、例えば耐震性を考えて改築するためのシステムというのは、ここには書いてあるわけだけれども、耐震性を考えたら、ここのところは直しましたと。次には浸水性を考えたら、ここを直しましたと。いわゆる東京都や国、行政の工事みたいに、水道管が終わったらガス管だぞみたいな、そういう状態にならないように、直すのだったら、その補助するのだったら、あれとこれと、これとこれと考えられることを全部含めた形で検討される方がいいのではないかと思います。

以上です。

伊藤座長 今、今井さんの話のところで、建築基準と消防法の話がございましたけれども、何か事務局でお答えすることはありますか。

高橋政策統括官 今、防災の基準ということで、確かにいろんな観点から基準が複雑になることはあると思うんです。ただ、もう一つは、家をつくるにしても、コストの関係もございますね。例えば火事というのは、かなり普遍的な現象ですが、水害について言うと、従来は特に戦後日本では連続して極力水害に遭わないまちをつくるのが先だという話で出てきている。ですから、水に強い基準、あるいは何とか何とか強い基準と、そういうことを全部総合的にやっていると、今度コストの面で消費者から受け入れられるなど、そういう感じがございます。それとあと、新たに都市型水害ということで、いろんな現象が出てまいります。また家についても、委員のおっしゃった話とは観点が違うのですが、被害を受ける程度も、かつては家が壊れたとか、物理的な被害だけを前提にしていたけれども、例えば今のような断熱材だとか、形が残っても機能そのものはやられるケースがあります。そういうような場合は、機能そのものの損壊の度合いに着目して被害認定するとか、そういうような対応は図っているのですけれども、ちょっと一般的な設置する際の建築基準みたいな話で、すべてを総合的に取り込むというのはなかなか難しいのではないかという感じがしますが、ちょっとそこは建築基準法担当の消防の方で。

北里消防庁次長 多分建築基準法と消防というのは、それぞれ安全とかそういうことを考えてつくられているわけですね。ですから、今の水害の話とかで、例えば断熱材の扱いをどうするかというのは、コスト面で可能な限り安ければいいと思うんです。ですから、今おっしゃったように、次々に付加して行って、物すごい膨大なコストがかかるような基準にするわけにはいかないので、目的としては、安くそういうのが一気にできると、これが一番いいと思いますので、そういうことはぜひやりたいなと思います。

それからもう一つ、地震の関係では、たんすとか、テレビとか、ああいうのがどーんといって、その下敷きになってお亡くなりになったという場合もあるわけですね。ところが、今みんなたんすに穴をあけて壁にくっつけてしまうというのはどうも嫌だと。だから、たんすがそのまま置いてあるというようなところもあります。日本人というのは家に穴をあけたくないとかというのがあります。ああいうのも建築基準なり住宅の家具メーカーさんとか、そういうところで家具をばっと置いて、それをくっつけられる。傷もつきませんというような技術基準とか、あるいは開発をしてもらおうとか、そういうようなこともぜひ工夫してもらいたいというのをずっと議論しているんですが、そういうのも恐らくこういう建築基準法等が、あるいは消防法も出てくるかもしれませんが。工夫が必要だと思います。

今井委員 私が言いたかったのは、要するになるべく効率よくというふうに思ったので、今ここで一応耐震に関しての助成が出てきて、また次に今度は水害に対する助成が出てきて、また次に何かに対すると各省庁別にばらばら出てくるのが嫌だなという、どうせやるのだったら、いろんなことを洗い上げてしまって、むしろ物が1個なんだから、そっちに合わせて、各省庁は横で連絡をとって、こういうようなもの、こういうものをやりたい人がいたら、こういうふうにしたらいいいというような法律をつくってほしかったんです。それに対しては、例えば必ずやれという規則ではなくて、ぱっとマップを見たときに、うちの方は建物の耐震性を強くとおかなければいけないと思ったら、その耐震の部分だけ申請して直すとかということもできるし、自分の方は、耐震性もあるし、水害の方も両方やっておきたいと思ったら、それもできるしという、実際これを使う側が選べるような体制に初めに全部教えてあげておいて、開示しておいてあげておいてみたいな、そっちの方を考えたんですけれども。

高橋政策統括官 おっしゃるとおり、土砂法をつくったときに、やはり行政は知らせる努力をする、徹底な情報開示と。それとともに市民のサイドも知る努力をしてもらいたいんですね。先ほどもお話がありましたが、ハザードマップについては、かつては地元の公共団体だとか、あるいは地域の商店街の人も含めて、変なレッテルを張られたくないという意味がすごく強かったんですね。この数年、大分地方の行政も、あるいは地域の人たちの考え方も変わってきましたから、そういう意味でいろんな種類のハザードマップ、徹底した情報公開、そしてまた、さっきお話があったように、一般の私どもも含めて、一庶民からすると、あんまり専門的なことは、ああだこうだと言われてもわかりにくいものですから、それを市民に対してどういうふうに説明していくか。そういう努力はまた公共団体ともよく相談して続けていきたいと思っております。

石川委員 今のお話と関連しますし、それから以前にもたしか志方委員の方から意見が出たと思うんですけれども、災害のあったときのいろんな分析、それを徹底するということにも関連すると思うんですけれども、実は2年前の東海大地震の際に、あの後しばらく経ってから、愛知県の知事と話をすることがありまして、最近の社会の状態でこういうことになるのかと印象を深く持ったことがあるんですけれども、それは今井委員が今おっしゃられたことと関連して、さっき言った断熱材が膨脹する。それで家屋を破壊したり破損する。それに加えて、そこまでいかない場合でも、水が引いた後、その吸収した水分とか汚濁物質によって異臭が発生してそこにおられないというんですね。それがたまたま1軒だけそういう状態ではなくて、ある界限一帯が全部そういう状態で最近の建物はほとんどそういう建物ですから、そういう物質を使っていますから、地域一帯が異様な臭いがする。

その臭いの発生源のもう一つは最近はいじゅうたんですね。いじゅうたんが終わった後に異様な臭

いが残ると、水を含んで物すごく重量になるわけです。これがかさかさばる以上に、物すごい重量物になって、これがまた水が引いた後の復旧の段階で大変だというんですね。ごみ処理場が。こういうようなことというのは、これを受けて、建築の際に素材の使い方についてどういう建築規制をするかということも最後には結びつくかもしれませんが、それ以前というか、それと並行して、そういう際にも余分な、派生的な災害といたらいいのかもしれませんが、不快現象とか、困る現象が少なくなるような素材開発と資材開発ですね。そういうところにつながっていくわけです。そういうのをきちんと収集して分析しておく。その情報を開示して、政府なり社会全体にそうならないようなものを望むような風潮を形成すれば、その後の災害のときに随分役立つと思うわけです。例えば、そういう災害のときに、後でとんでもない迷惑を及ぼさないような資材を最近のグリーン購入じゃないけれども、何か認証制度みたいにして、そういうものを推奨するというようなことを考えていくべきではないか。そのためにも、災害の状況の徹底した分析というのは、単に被害がどうだった、このために防災開発でこれからどうやると。そういう分野にとどまらずに、もう少しきめ細かないろんな視点からの徹底した分析が必要ではないかというふうに感じます。

それからちょっと違う点になりますが、前回は発言申し上げましたが、被災者住宅支援関連で、壊れてから援助をして住宅再建をさせると。これはこれで必要なことですが、さらに、その以前に倒れないような建物、壊れないような建物をつくらせておく。このために前回は住宅建設の所得控除なり、税額控除なり、税制である程度恩典を与えるようにしたらどうかということをお願いしているわけですが、このことは、来年度税制改正の抜本議論をすると言っておりますが、そこ関連づけて考えた場合に、緊急を要するテーマだと思うんですね。ですから、そういう意見がありました、今後検討するというのでは困ると思うので、これだけでもぜひ取り上げて、本格的に研究し、来年と今年の4月以降に行われる税制改正に積極的に提案をしてもらいたいと思うんです。

これは耐震対策という観点だけではなくて、耐震強化という観点だけではなくて、今、日本が陥っている消費不足をどう打開するかを考えたときに、ポイントの1つに住宅の質の改善を促進する。これを国民に勧めて、よりよい住宅を確保してもらおう。そういう方向への融資なり、税制措置をもっともっと大々的に講ずるべきではないか。これをやると、住宅投資の経済波及効果は、一般公共投資を相当上回るものがあると想像するんですね。これをきちんと産業連関表を駆使しながら精細にシミュレーションして、景気対策の観点、あるいはその先に日本の国富の質をよくする。国民の富の蓄積を今のようにお金で持っているのではなくて、実物資産にかえるということをするれば経済政策にも役立つし、また富の持ち方としても、長期に考えた場合に決して悪くな

い。したがって、そういうことのために税制上のかなり思い切った優遇装置をするということは、個人の資産形成に公的な補助をするのはけしからぬのではないかという議論があるという、けちなことをいつまでも言っているから日本の住環境がよくなるんじゃないかと思うんです。これをやってかなり短期に経済波及効果が出るとなれば、極端に言ったら、そのための減税で発行しなければいけない赤字債分は財源不足を生ずるから、公債部分で穴埋めしなければいかんことになるわけですが、その部分は仮に経済浮揚効果がもし出るといふことになれば、短期に回収できるわけですね。消費税その他の税収アップにはね返ってくるわけですから。そうすると、今議論をされている公債 30 兆の小泉さんのメンツを守らなきゃいかん、しかし一方で景気浮揚のために、もっと公的支出を増やしても消費を拡大しなきゃいかん。そこで小泉ボンドという償還財源はどこに求めるかわけのわからん、あんな議論でごまかしの経済対策を打ち出すよりは、短期ボンドでいけるのではないかと思うんです。少なくとも 3 年、5 年経てば、相当な経済波及効果で税収アップも見込まれるというようなことが計算してくると出てくるような感じもするんです。こういうことこそ、政府挙げて本格的に研究して取り組むべきテーマではないかと思うので、ぜひこの部分だけでも抜き出して私はやってもらいたい。静岡の東海地震に直面して焦っていることも一方ではありますが、我が国の全体の観点から考えても意味のあることだと思しますので、ぜひお願いしたいと思います。

伊藤座長 どうぞ。

高橋政策統括官 事務局としましては、今の石川委員の御意見は大賛成でございまして、恐らく最も地震対策に切実に取り組んでおられる知事に、そういう御意見をいただくことは我々としても大変力強く思っております。なかなか難しいのは、さっきちょっとお話がありましたけれども、起きたときに、すぐに被災住宅の支援にお金を出すとか、出さないとか、そういう議論になってしまうんですね。事前の耐震化対策というのは、防災行政で大変大事な話だと思っておりますので、こういう専門調査会での議論を踏まえて、また内閣府でできる話でもありませんし、この会は政府全体が来ていますので、またそういう方向で一生懸命実務的な検討を進めたいと思っております。

伊藤座長 どうぞ市長。

澤田委員 今の石川知事から提起された問題に関連して申し上げたいのですが、今、国会の与野党が一致して、地震等によって倒壊した家屋の再建築について公的助成をしようという法案を検討しているんですね。最初は、国民に対して強制保険制度でやろうということでした。保険料を市町村が住宅の所有者から固定資産税とあわせてとったらいいではないかという議論がありました。私は全国市長会を代表して、それは無理だということを上げました。そのときの議

論では、民間の地震保険がちっとも進んでいないから、国で強制保険をやるんだという議論があったんですね。それは逆であって、地震保険が進まないのは進まないだけの理由があるわけです。地震保険は、火災保険に入らないと入れないことになっているし、火災保険に比べて保険料が高いのに、保険金は非常に少ないというように、メリットが非常に少ないというところに問題があるわけですから、それを進めるためには、損害保険料控除の中に地震保険料を入れるとか、保険料率を下げ、保険金を増やすとか、メリットを大きくすべきだと思うんです。民間で現にやっているわけだし、さっきの資料を見ても、東京都は25%ぐらい入っているわけですから、それをそのままにしておいて、強制保険を別途被せるというのはとてもできない。民間で現にやっているものがもっと普及するように、必要な国の支援をもっとやっていったらいいのではないかと。税制上の措置もあわせて、そのように思います。

最近では形を変えて、保険ではなくて、実際に倒壊したときに、国、都道府県及び市町村で再建資金を出そうという案が検討されているようです。私はそれよりも、さっき石川知事が言われたように、倒れないように防災上の観点から必要な公的助成をする方が優先ではないかと思うんです。ですから、そういう声をもっと我々も出していきたいと思いますし、経済的な効果も今お話があったようなことだと思うんです。したがって、公的助成をするなら、壊れる前に防災上の観点からやるべきで、そういう方向に進めるべきだと思うんです。たとえば悪いかもしれませんが、空き巣に入られて、財産がとられてしまった。その失った財産を買うために補助をするよりも、空き巣に入られないようにロックをきちんとするのに公的な助成をする方がいいのではないかと、先決ではないかと、そのように思っております。それが1つです。

それからもう一つは、防災の視点からの土地利用のあり方についてということであります。私どもの市域の中で今非常に問題になっているのは、優良な低層住宅の開発が行われた団地のエッジ部分、しばしばのり地になっているんですが、大手のディベロッパーが開発した開発残地ですね。そういう土地は緑地というほどの緑もあるわけではないのですが、大手ディベロッパーは、それを中小建設業者に転売し、中小業者がそこにマンションを建てる。規制緩和の状況の中で地下マンションも認められたので、地下3階地上7階という10階建てのマンションが、恐るべきことにそこに建とうしているわけです。そして低層の高級住宅団地ですから住民が猛反対する。本来は民と民の関係なんですが、市も巻き込まれ、公と民の関係に置き換えられてしまうのです。建築確認を市が下ろしているからです。何で建築確認をしたのか。そんな危ないところということになるわけです。住民は、建築確認ということではなくて、建築許可だと思うんです。しかし、建築確認申請を受理しなかったり、あるいは受理しても、確認を下ろさないと最高裁の判例のように不作為を問われてしまいます。技術的な法律上の条件を満たしていれば、確認を下ろさ

ざるを得ない。それで確認を下ろすのですが、そうすると当然のことながら、周りの住民は反対するというケースというのは、横須賀市だけではなくて、三浦半島は軒並みそうなのです。

そういうのり地におけるマンション建設というのをどうするか。防災上も問題なわけですが、今の法律上の制度では非常に難しいんですね。というのは、のり地を持っている所有者の同意がないと、地区計画もできませんし、緑地に指定して建築規制をかけることもできない。所有者の同意といったら、大手から買った中小の建設業者はうんと言うはずがないのです。自分でマンションをつくってもうけたいわけですから。逆線引きで市街化区域を市街化調整区域にするのも同意が要りますから、これも無理です。そうすると、自治体が独自に条例をつくるかして、別途の規制措置を講じなければならないことになりますね。業者の方も、一定の規模以上の土を削ったり、盛ったりすると「開発」になってしまい開発許可、不許可の対象になる。下手すると許可してもらえない可能性があるんで、その基準以下の土量を動かすことにとどめて、「建築」で済むようにするわけですね。そうすると建築の確認で、許可じゃないものですから、自治体としては、技術上の条件を満たしたものであれば確認を下ろさざるを得ないという非常に苦しい立場になってしまうんです。

そこで、せっぱ詰まった自治体は、建築行為の領域にあるものを開発行為の領域の方へシフトし、許可の対象を広くしていこうということを検討しています。規制緩和とは別の方向になるのですが、我々もせっぱ詰まっているので、それを今検討しています。開発許可の土俵に乗せれば、許可をする場合には許可条件をいろいろ付することができますし、優良な建築も確保できます。基本的には、そういうのり地等については、規制を緩和して地下マンションなんか認めるのではなくて、むしろ、防災とか自然環境保全ということも含めて規制を強化してもいいのではないかと。全国一律に規制緩和するのではなくて、規制を強化するところは強化する、緩和するところは緩和するというメリハリがあってもいいのではないかと。法律では一律的に対処せざるを得ないのであれば、自治体に権限を与えていただいて、自治体の良識で対処するようにしたらいい。例えば、都市計画法上の権限も市町村に下ろしてもらおうとかというようなことをしていただいたら大変ありがたいと思っているんです。行き着くところは都市計画法の実態に即した改正です。特に三大都市圏では、市町村の権限が地方圏と比べて限られていますから、その辺を実態に即した方向へ改正することを検討していただきたい、そのように思います。

伊藤座長 ありがとうございます。どうぞ関連して。

片山委員 今の前半の部分についてなんですけれども、これにも災害にかかわる保険共済制度の内容の充実及び加入の促進に図るべきと1行書いてありますが、私はこれは非常に具体的にやっていたきたいというふうに思います。保険の内容の充実と言われてもほとんどわからないの

ですけれども、保険の性質の再検討をすべきではないかと思っ​ていま​して、今の地震保険 5,000 万円までか、2,500 万円までか知りませんが、それだけ高いお金を払うということが本当に適切かどうか。5,000 万円の家というのは、一体日本にどれぐらいの割合であるのかどうか。生活の再建支援ということ​を目的にするのか、家を建替えられるお金を目的にするのかという​のは真剣に考えていただきたいというふう​に思​います。

という​のは、日本の地震保険は大災害になると、大部分の再保険という​のは国が全部やっ​てい​るわけ​で​して、国がやっ​てい​る部分​を立派な家だけ​が建替えられるような方向に導いていくという​のは私は間違​いではないかと思っ​ていま​す。それ​でもっと安くしたり、もっと加入率が増えたときに、もしかすると、払われないのではないかという、この不安もみんな持っ​ておられるのです​けれども、一体どんな方向に動いていくのか。例えば、加入率​がど​ん​ど​ん上​が​っ​てい​っ​たら困るのか、困らないのか、そういうことを実例に即してきちんとシミュレーションして、その結果を見せていただきたいというふう​に思​います。

伊藤座長 私も古い家を手直しをするということ​はと​て​も​い​い​こ​と​だ​と​思​う​ん​です​よ​ね。僕もかなり古い木造の書齋なので、やばいので、つかえ棒したりして直して、大工の領収書だったので、税務署に持っ​てい​っ​たら償却が十何年になっ​てい​る​ん​です​よ​ね。100 万円を十何年で、毎年何万円ずつ十何年で償却という​のは、もう何もやる気ない​ん​です​よ​ね。3 年ぐら​いでやっ​てくれれば、仮に建物を改修するときに、その大工が地震センターかどこかへ行っ​て、これは地震のことをやりましたという証明書を付けた領収書をやれば、3 月 15 日の税務署のところへくっ​つ​けると、税務署は、これなら 3 年で償却してという​と随分楽になりますよ​ね。そういうようなことが広く影響を与える、ものすごく広く​ね。そうすれば、今井さんのおっ​しゃったように防災改築とかいっ​て、水も地震も何でもこいという​よ​うな証明書を出すところが市役所​に​あ​れ​ば、それで税務署を持っ​てい​けとか、何かこうい​う知恵を出す​と年寄りの持っ​てい​る金という​のはかなり出そう​です​よ。僕もそういう感覚で家を手直し​し​ていま​すから​ね。昔は書齋の机を直すとか、書棚とか、もうそういうじゃない​と​思​う​ん​です。3 年ぐら​いで落とすというふう​に考​え​て​く​だ​さ​い。よろしく。

重川委員 被災者の生活再建支援というところ​な​ん​です​が、本当に生活再建で支援すべき人なり層という​のがどこら辺にあるの​だ​ろ​う​かという​こ​と、ちょっと疑問に感じることがあります。まず災害で被災された方は、公的なお金をもらう以前に、いろんな税とか、手数料の減免とか、猶予とか、本来基本的な公的支援という​のは、かなり行われていま​す​よ​ね。それプラスアルファとして、どうい​う人たちをサポ​ー​ト​し​てい​け​ば​い​い​の​か。今ちょうど三宅島の復興計画づくりを​し​てい​る​の​です​が、その中​で緊急に支えなければい​け​ない​のは、むしろ今まで生活再建、あるいは

住宅再建の対象になっていた経済的弱者、高齢者を中心とした社会的弱者ではなくて、そういうものに漏れてしまう年齢的に言えば30、40、50ぐらいの子どもを抱えている。年金ももらっていないし、生活保護も受けていない。だけれども、収入を得ていかなければならない、そこら辺の人たちの暮らしをどうやって、帰島するまでの間、支えていくかということが一番緊急な課題になっています。

阪神・淡路大震災なんかを見ていまして、実は中間層でひと押しすれば、子どもの進学をあきらめずに何とか自立できる、あるいは職さえあれば、何とか自力で住宅再建の希望が持てる。そこら辺の方たちに対する支援策というのが今非常に薄いというか、それはある一定の条件で切れればいたし方のないことなのでしょうが、私はむしろ、そういう人たちにしっかり再建してもらって、しっかり働いて、しっかり税金を納めてもらう。日本のためにそういうことができる層の支援というのを具体的に考えていく必要があるのではないかと思います。その中で具体策として、さっきから出ている自己責任で入る地震保険について、なぜ地震保険が浸透しないかという、保険屋さんが本気で売ろうとしていない。ということは、保険屋さんにとっても、多分売ってもメリットがない商品なんだと思うんです。自動車保険とか、生命保険があれだけ新聞やマスコミで宣伝しているにもかかわらず、ちっとも保険屋さんが売る宣伝をしていないというのは、やはり売る方に魅力がなければ買う方にとってもメリットが出てこないと思いますが、そこら辺のところまで今まで支援に漏れている人たちが実際被災しないように、あるいは被災したときの手立てというのを充実していくべきではないかというのが1点。

それから2点目、防災情報体制のところに戻るので、資料3の1ページのちょうど真ん中のあたりに、「応急対応時の組織については、ある程度の標準化を図っていく必要があるのではないか」という御意見があります。ここは大賛成なんです、国や都道府県レベルでかなりシステムの標準化とか、共有化が図られているのですが、肝心の末端に行きますと、市町村を見ますと、あるところは消防が防災担当である。あるところは防災課が防災担当である。あるところは総務課の防災担当係が防災の窓口である。非常に標準化が図られていない状況です。人口1万人以下の町村レベルになりますと、総務課の防災担当は、交通安全とか、生活安全を含め全部を大体1人の職員がやっているというところが決して少なくないです。肝心の現場で、標準化、共有化が図られない方向で市町村独自にそれぞれの状況に応じた対応をとらざるを得ないというところ、そういうところは消防、市町村の防災総務課の間で相互に共通して持てる情報システムもなければ、指揮命令システムもなければ、あるいは具体的に災害時に使うようなシステム、言語のフォーマットもばらばらになっております。上を見れば、国の場合に消防庁あり、内閣府あり、官房の安全保障危機管理室ありということで、下から見ると上も分かれています。現場の下もばらばら

である。今、上に行けば、さっき申し上げたような標準化があるいは今日の資料2を見ましても、情報に関する資料というのは非常に充実して、さっきどなたかの委員が御指摘になったように、進んだシステムが導入されているのですが、現場の市町村の標準化ということをもっと早急に行っていく、職員の質であるとか、そういったことも含めたシステムの標準化を進めていくべきではないかというふうに思っています。

以上です。

土岐委員 先ほどから地震の保険の問題と、事前にお金を投じて強くしておくことのメリットというのが並行して論じられているのですが、私は少し気になるところがありまして、例えば、事前に割合大きなお金を投じて対策をした人が果たして保険に入るだろうか。多分入らないと思うんですね。むしろ保険に入ってしまった人は、また何かあっても保険がくるのかもしれんから、対策はいいやということになるのではないかと。絶対数としてどちらが多いかはわかりませんが、考え方としてはある種の相反する考えなんですね。そのところをよく考えておかないと、何をやっているのだからよくわからないことになりはしないかという心配であります。

これはもう少し大きな視点からも同じようなことが言えるわけでありまして、1つの例がヨーロッパの国々には、例えばジュネーブだとか、ミュンヘンなどというようなところに、保険のシンジケートのようなものがあって、非常に保険という概念が発達しているようではありますが、ああいう国々に行きますと、自然災害に対してお金を投ずることはないんだと。頻度が高らかに日本なんかよりは低いということがあるわけなんです、そういう銘々が災害に対して備えをするというよりは、どうぞ保険にお入りなさい、その方がいいですよという言い方を彼らはやってきているわけですね。それを非難する気はありませんが、災害の頻度がまるっきり日本とは違う。日本が高らかに高いわけですから、そういうヨーロッパの国々の保険に対する考えというのは、多分には日本にはなじまない。頻度が高ければ保険の料率も高くなるし、万が一被災したときの保険の下りるお金も減るでしょう。それよりは、余分にお金を投じて対策をしておいた方が頻度が高いところであれば効率がいいはずですから、多分日本に保険が進まない。特に地震保険が進まないというのは、それぞれの人々の直観的な損得勘定が入っているのではないかと、あるいは長い間の自然災害に対する災害観でしょうか、そういうものが我々日本人にはしみついていると思っているわけです。そういうところも考えておかないと、ただやみくもに保険を増やすのがいいんだという論は、論としては成り立ったとしても実効的ではないかもしれないというようなことを先ほどからの2つの立場のお話を伺いながら感じておりました。だからどうだということにはなりませんが、やはり考えておくべきことではないかとは思っています。

以上です。

澤田委員 問題は、自分で耐震補強もしない、保険にも入らない、何もしない人が余りにも多いということなんですね。ですから、耐震補強をやってもらうか、耐震補強をしない人は保険に入ってもらおう。そのいずれかを選択肢としてどんどんやってもらう。あるいは両方の場合もあり得るんですね。耐震補強をするといったって部屋が5つも6つもあるところを全部やるわけではありません。耐震補強は日常一番使っている部屋を1部屋か2部屋やるだけなのです。そうすると、その部屋の上にある2階もその波及効果で多分つぶれないだろう。補強した部屋に隣接した部屋も何もしないよりは強化されるだろうという効果が出てきます。全部の部屋を補強するわけではありませんから、補強した人も地震保険に入る可能性はある。そういうときに、地震保険料を安くするという方法もあるのだろうと思うんです。ですから、いろんな選択肢を総合的に勘案して、少しでも防災上の効果が出るようにしたらいいのではないかと、そのように私は思います。

なぜそういうことを申し上げるかという、つぶれたら再建築に公的助成金が出るというのは、真面目に自腹を切って耐震補強をしたためにつぶれなかったというような人には助成金は交付されない。ところが、古くなっている家を補強しないで、つぶれれば再建築のお金が出るということになると不公平が生じます。そういうモラルハザードみたいなものが生じないようにすべきではないかと思うんです。ですから、努力した人がそれなりに報われるような方法、具体的には耐震補強費への公的助成を講じる方が再建築への助成よりいいのではないかと。家屋等が倒壊して道路をふさいだとすれば被災者の救助活動にも支障が出ます。耐震補強をして倒壊を防げば、救助・支援、復旧作業も妨げられないという公共的な効果も生じるのです。再建築支援か耐震補強支援かの政策選択は防災上の観点を優先して判断すべきだと思います。

伊藤座長 どうぞ。

能澤委員 私自身は原子力防災の専門家なので、常識なことで申し上げるのですが、やはり耐防災建築のことを重視するのが、この委員会では優先するのではないかと。つまり家が壊れますと、神戸の震災の写真にも出ていましたけれども、道路が通れなくなってしまうんですね。火災が発生して延焼してしまう。災害の後の救助活動のために、各自の住宅を耐震構造にするなり、耐防災化にするのが優先ではないかと。保険というのは、再建のときにどうするかという話なので、優先度は、そういうのでは、耐震保険と住宅を強化することははっきりしていると思うんです。住宅を強化すべきで、公的な迷惑をかけないようにするというのがいえると思います。

以上であります。

今井委員 今の話に賛成なんですけど、土岐委員のお話を伺ってびっくりしてしまったんですけども、要するに防災補強をするということは、例えば地震があっても、水害があっても、自分が生き延びられるための対策で、保険は、生き延びちゃったときに後の対策で、基本的に違うも

のですよね。こっちやっておけばいい、あっちやっておけばいいというものではなくて、両方が必要なことで、それは公民性も考えないで、個人として命守ろうと考えても、両方とも必要なものだと思ふし、今までの日本人というのは、石橋をたたいても渡らないというのが日本人のイメージだったみたいなのがあるのだけれども、最近は安全ばけしちゃったから、石橋をたたかないでも渡ってしまう。それも保険を掛けずにとという方向に大分変わっているんだというふうにお話を伺ったんですね。できれば補強をしておくということが公民的な意味もある。先ほどのお話のように、倒れたら他人に迷惑になるという、ここまでは日本人は成長していなくて、そういうのはヨーロッパの人たちなんかは結構そういうところがしっかりしているけれども、日本はまだそこまでは成長していないと思うんですが、補強と保険は違うんだということは、これこそ官民どちらが優先するかわからないけれども、官の方でも、相当アピールしていかないと、今の委員のようなお話の感覚にみんながなっている世の中なんだというふうに思うんですけども。

伊藤座長 土岐さんどうぞ。

土岐委員 私の申し述べたことがいけないと言われているのか、いいよと言っておられるのかよくわからないのですが……。

今井委員 いいよと言っているんです。情報として大切な情報だと思うので。

土岐委員 今のお話の冒頭にお話になった保険でありるときに、自分が命を失って保険がおりるのを喜ぶ人がいないとおっしゃったのですが、残念ながら地震の問題、防災の問題になったときに、保険だとか対策を考えたとき、自分の命を誰も考えていないですよ。建物の話ですよ。日本人だけではないかもしれませんが、自分の命は大丈夫だろうというのはそこからスタートしているですよ。今井さんもそうじゃないですか。多分多くの方はそうなんです。そんな御都合主義の話はないと思うんですけども、それがあからこそ、防災の問題がなかなか皆さんのところで進まないというのはそこにあると私は思っているんですよ。自分はそのうちに含まれない。隣の方はやられるかもしれないけれども、自分はまだ大丈夫だと、そこが根底にあるんですよ。

伊藤座長 藤吉さんどうぞ。

藤吉委員 時間が経てば経つほどだんだん世の中よくなるという期待があるから生きているんだと思うんですけども、耐震強化というのが、阪神大震災の後、7年で一体どういうふうに進んだというデータはどこもお持ちじゃないと思うんですが、進んでいないんですね。やはり7年前にした議論からあんまり進んでいない議論が未だにこの場でも出てくる。何でそうなるのかなというところが非常にショッキングだったんですが、みんなが我がこととして考えてなかったのかなと思うんです。つまり、あのとき、阪神大震災のときに、兵庫県の人3%しか地震保険に

入っていなかった。残り 97% の人は自力で家を建てる資力を持っていたかということ、実はそうではなかった。たくさんの方が自分で家を建てる資力がなかった。意欲がありながら。それを応援してあげるような仕組みは社会にあるのかといたら実はなかった。これでいいのかという話が、兵庫県が共済制度という非常に乱暴なすきだらけの提案でしたけれども、そういうものを提案をした最大の理由だったと思うんです。つまり社会のシステムとして、私どもは大地震に対して安心して暮らしていけるような仕組みが欠けていますよという声だったわけです。それを何とか実現するために、国会にもそういう先生方の集まりができて何度かできているんですが、いろんな障害があって、未だにそういうものがないでいる。一方で、耐震強化がこれだけ補助を出しますよ、応援しますよということを書いて進んだかということ一向に進まない。抜本的な対策が欠けているのではないかと思うんです。

例えば、日本国のすべての町を 30 年で耐震化しますという大目的を日本国として立てて、15 年経てば半分進みますというようなものにすべきではないか。30 年経ったら、そういう問題は誰も議論もしなくなる。耐震という話は過去の問題になっていなければいけない。少なくとも 7 年というのは、そのための何分の 1 かのステップに着実になっているという安心をしたいのですけれども、全然ないってない。防災基本計画を見直しをされるというときに、着実に前に進んでいくというようなものを国として国民に分かって制限をするといいますか、警戒宣言をするより先に耐震化制限をして、何年以内にやります。そのために様々な障害がありますけれども、国民の意識がそうっていないという障害もあるでしょうし、税制とか、優遇制度とかが全然そっていないというのもあると思うんですが、そこへ全部総動員をして、みんな知恵を集めてやっていくという強い決意が要るのではないかなと改めて思いました。

伊藤座長 どうぞ。

北里消防庁次長 防災の立場で消防じゃないんですけれども、今の感想をちょっとだけ。今の藤吉先生の話も非常に心強く思ったのですけれども、何から優先すべきかというところの哲学整理がなかなかできないで我々ずっといたんです。今日の議論をお聞きして思いましたのは、今、国会議員さんの提案しておられる、いわゆる倒れた後で再建設のための補助金を出すという仕組みがあるわけですが、これはまさに御議論がありましたように、みんなあの補助金があるから、もう改築しなくていいやということになってしまう可能性があるわけですね。それから保険についても、我々はできるだけ保険に入りやすい仕組みをつくれればいいんじゃないかと。これは生き延びれば再建築ができます。しかし、逆に土岐先生がおっしゃったように、保険ができちゃっているのだからもういいや、改築しなくていいやという議論になっても、これもおかしいなと。

そこで、目黒先生なんかウルトラ C の提案をしておられて、新基準で改築して、倒れたら後で

補助金を出しますよと約束をしたらどうだと。改築をするというインセンティブが働くのではないかという御議論が実はありまして、それらも最終的には改築をして、命を守るという、それが最終目標なんだという優先順位でいくと、改築のために何らかの補助を出すなり助ける度合いを高める。しかも、それが伊藤先生がおっしゃったような大工さんもやる気が出るような仕組みとか、確かにいろんな分野からそっちにインセンティブを働かす必要があるのかと。いろんな説が出るものですから、我々もどういう優先順位の哲学整理をすればいいのかということをも議論しているのですが、非常に参考にさせていただきました。

伊藤座長 ありがとうございます。今日は進行係でやっているわけなんですけど、まだまだ御質問、御意見をお出しになられる方があるかと思いますが、メモでも、あるいは口頭でも、電話でも、ぜひ事務局の方へ後日またお話をいただければと思います。次は3月25日霞が関ビルの東京会館ですね。そのときに、3回くらい我々が議論したので、多分、事務局が中間報告を出してくれると思うんです。ですから、3月25日の委員会の前の3月15日までに、情報をぜひあちらの方に出していただければと思います。

それで、もう一つ今日は話題がございまして、次回の専門調査会で風水害プロジェクト、これは福岡先生にお願いしているわけです。それから、原子力災害、これは能澤先生にお願いしているわけです。その検討結果の御報告をいただく予定になっておりますが、現在のまでのところの状況を事務局から報告をしていただければと思います。

野田参事官 担当参事官の野田でございます。着席させていただきます。

資料4というものがお手元にあるかと思いますが、「防災基本計画修正の検討状況について」。1ページめくっていただきますと、第1回の専門調査会で御説明をいたしましたプロジェクトチームのメンバーをお示ししてございます。福岡先生と能澤先生に座長で検討していただいておりますところございまして、「2.」にございますように、このような検討状況で現在進めております。

1つ目の風水害プロジェクトチームにつきましては、昨年10月29日から検討を始めておまして、現在まで2回、この後、3月中旬に第3回のプロジェクトチームを開いて概ねの報告を策定したいというふうに考えております。それから、原子力災害プロジェクトチームの方でございますけれども、こちら昨年10月30日から開催をしておまして、3月18日に第4回を開いて最終的な報告の検討をしたいというふうに思っております。その結果を3月25日の第5回の本専門調査会に報告をさせていただく予定にしております。

内容につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

2ページ目に、まず風水害対策編の計画の修正事項でございます。洪水対策につきましては、ここにございますように3点挙げてございまして、地下空間で死者が出たということもございま

して、地下空間での豪雨洪水対策について今回の計画で新たに記述をするということになっております。

それから、平成 13 年 7 月に水防法が改正されまして、河川の浸水想定地域の指定、それに関連します対策等が盛り込まれておりますので、本件についても防災基本計画に盛り込む予定でございます。

3 番目でございますが、平成 12 年東海豪雨等がございましたけれども、その後で都市型の集中豪雨に対応した水害対策ということが注目されておまして、本件についても新しい計画の修正の中で記述してまいる予定でございます。

3 ページ目でございますが、2 つ目の項目といたしまして、土砂災害対策についても 2 点修正をしていく予定でございます。1 つは、先ほどもございました平成 12 年 5 月公布の土砂災害対策、土砂法でございますが、本件につきまして、警戒区域の指定、それに関連いたしまして、計画避難体制の整備をしていく。また特別警戒区域については、開発行為の制限をしていくということについて記述をしていく予定でございます。

それから平成 11 年の広島土砂災害を受けまして、「豪雨災害対策のための情報提供」という提言を出しております。特に定量的な観点から避難勧告を出していくというようなことについて記述をする予定にしております。

3 番目でございますが、高潮対策ということでございまして、これも平成 11 年に熊本で高潮で 12 名亡くなるという災害がございました。このことを踏まえまして、平成 13 年 3 月に高潮対策のマニュアルを策定しておりますので、その内容につきまして、計画の中に盛り込むべく検討している最中でございます。

それからもう一つの事案であります 4 ページ、原子力艦の原子力災害という問題でございますが、これは遡ること昭和 39 年から日本の 3 つの港に 1,000 回以上にわたって原子力艦船が入っておるわけでございますけれども、特に平成 11 年の JCO の事故の後、その 3 港の地域の住民が非常に不安を感じておられるというような状況にございます。特に横須賀市ということもございまして、この対策が平成 12 年に施行されました「原子力災害対策特別措置法」の中に盛り込まれなかったという経緯がございまして、その部分を防災基本計画法の方で受けまして、平成 12 年の 6 月の計画の改定の際に、2 行だけ、必要があれば、自治体で原子力艦の原子力災害対策について計画なり対応していくべきであるという記述をしたわけでございますが、国の対応が不十分であるという議論がずっと続いておまして、その後、国の役割について申し合せをしております。その内容につきまして、4 ページにございまして、スケルトン案で、それぞれの役所がどういう形でこの原子力艦の原子力災害に対して対応するかということについて今回の計画の修

正の中で記述をしたいということでございます。

事例的に申し上げますと、例えば外務省につきましては、災害が起こったときに、米国から連絡があれば、それを直ちに国内的に報告をするともに対応をとっていく。また文部科学省については、放射線についてのモニタリング監視を続けるといったようなことを記述していくわけでございます。また、この原子力艦の原子力災害については、災害対策基本法に基づきまして、対応をとっていくということでございまして、その活動体制についても記述をしていくということでございます。そのほか、退避避難の問題、緊急輸送の問題、救助・救急活動、それから関係者への適切な情報の提供といったようなことも他の災害と同様に対応体制を計画の中で記述をしていきたいというふうに考えております。

それから最後5ページ目でございますが、原子力災害編の中で緊急被ばく医療につきまして、平成13年6月に原子力安全委員会の方向性が取りまとめられております。特に事業者の責務、事業所内で被ばく医療の体制を整えるといったこと。それから2番目には、地方公共団体の責務といたしまして、自治体の範囲の中で被ばく医療体制、またそのネットワークを整えていく。それから3番目といたしまして、被ばく医療の幾つかの段階がございますけれども、特に国で整備すべき第三次の高度の被ばく医療の構築というようなことについて、あり方について報告がございましたので、その内容をあわせて原子力災害対策編の中に取り込むべく最後の詰めを行っておるところでございます。

以上、報告でございました。

伊藤座長 せっかくご出席ですから、両先生、何か次回に向けて御発言ございますか。

福岡委員 これで結構でございます。

伊藤座長 よろしゅうございますか。

能澤先生は。

能澤委員 結構でございます。

伊藤座長 はい。ありがとうございました。

次回は、ただいま事務局の方から御説明がございましたこの2つの問題について御議論いただくわけですが、同時にこの2回ぐらい皆様に一生懸命御議論いただきました基本問題、これについても御議論いただけるような時間をとりたいと思っております。

どうぞ事務局。

中北参事官 ありがとうございました。今、座長のおまとめいただいたとおりでございますが、最後に御説明申し上げました関係につきまして引き続き御議論いただき、従来からずっと御議論いただいております防災の基本的な問題について御議論いただきたいと思います。

次回、実は防災の基本的な問題でまだ御議論いただいていない点もございますし、もう一つは、先ほど座長の方から御紹介ございましたように、3月15日までに、まだ言い足りない点等ございましたら、そのメモを事務局にお出しいただきたいと思っております。そういうメモを含めて、次回もう一度基本的な問題についても御議論いただき、その後、その次の回で中間報告的な感じの御議論を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤座長 そう急がなくていいんだ。

中北参事官 もう一度次回の日時を申し上げますと、次回の会合、第5回は3月25日月曜日の3時30分からでございますので、別途また御案内をお送りいたします。よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

(了)